研修報告書

視察•研修先	福岡市
日時	令和2年1月22日(水)
場所	福岡市博多区 リファレンス駅東ビル
テーマ	「議員が知っておくべき財政の話 基礎編 1」
対応者	大阪府寝屋川市 元財務部長
(講師)	講師:程岡 俊和氏

概要

一、財政の基本的知識と用語の解説

財務とは、収入・支出、予算・決算、契約、財産等に関する事務の総称。

財務の組織、①議会 ②地方公共団体の長 ③出納機関 ④監査委員

1、議会:財務運用の民主化、住民意思の反映、財務運営の監視。(予算の議決、決算の認定、契約及び財産の個別議決)

調査権・・・独自の調査権を有し、財務も含め市町村の事務について広く調査できる。(100条調査権)

- 2、地方公共団体の長:財務に関する権限のほとんどを有する。
- 3、出納機関(会計管理者):会計事務所について独立の権限を持ち、長との職務権限が明確にわけられている。 決算の調整⇒長への提出
- 4、監査委員:財務に関する事務の執行及びその経営に関わる事業の管理を監査する。
- 二、予算の種類・内容

予算とは、一般に一定期間における収入と支出の見積もりまたは計画。

納めた税金がどのように使われ、住民に還元されるかを示したものである。また予算は民主的な運営を確保するため、議会の関与を受けるとともに住民に対する公表が義務付けられている。

- 6つの予算の原則
- ① 予算の内容に関する総計予算主義の原則、
- ② 予算の形式に関する単一予算主義の原則・予算統一の原則
- ③ 予算の準備に関する予算事前議決の原則
- ④ 予算の執行に関する会計年度独立の原則
- ⑤ 予算の過程に関する予算公開の原則
- 二、歳入・歳出、科目別予算のあらまし
 - (1) 予算の内容
 - ① 歳入歳出予算(法 216)
 - ② 継続費 (法 212)
 - ③ 繰越明許費 (法 213)
 - ④ 債務負担行為(法214)
 - ⑤ 地方債(法230)
 - ⑥ 一時借入金(法235の3)
 - ⑦ 歳出予算の各項の経費金額の流用(法 220 Ⅱ)

三、 当初予算と補正予算

主に予算の成立時期の違い、当初予算は、会計年度開始前、(都道府県・政令指定都市は3月2日=30日前、その他の市町村は3月12日=20前)に議会に提出し、議会の議決を経て成立した予算のこと。

補正予算は、予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える予算をいう。

- 四、(1) 予算編成の過程
 - ①予算編成方針の策定
 - ②予算見積書
 - ③予算査定
 - ④予算の組み立て
 - ⑤予算書及び予算に関する説明書の作成
 - ⑥予算の議会への提出
 - (2) 予算の議決 予算が提出されると、議会は予算を議決しなければならない。
 - ①予算の修正
 - ②予算の再議
 - (3) 予算の公表 予算は行政の一覧表であり、これを公表することの義務
 - (4) 予算の執行
 - ①予算執行計画の策定
 - ②予算の配当
 - ③経費の流用 項については執行上必要がある場合に限り流用がみとめられている。
 - ④事故繰り越し 予算上避けがたい事故のため、年度内に支出が終わらなかった ものにつき翌年度に繰り越しができる。
- 五、(1) 決算の意義 決算とは、歳入歳出予算の執行結果の実績を表示される計算書であり、予算執行の結果を客観的に検証すること。
 - (2) 決算の調整
 - (3) 決算の審議と認定
 - (4) 決算の公表
 - (5) 住民監査請求と住民訴訟 住民は地方公共団体の長、職員等について、違法、不当な財務会計上の行為があると認めるときは、監査委員の監査を求めることができる。
 - (6) 歳計剰余金の処分 決算において歳入歳出の差し引きの結果、剰余金があれば
 - ①積み立てまたは地方債の償還
 - ②基金へ編入
 - ③一般財源としての処分
- 六、(1) 決算の分析と決算統計 地方財政白書として毎年度国会に報告されるととも に、公表される。
 - (2) 財政状況を表す指標
 - ①収支が均衡しているか

- ②財政に弾力性があるか
- ③長期的にみて安定しているか
- (3) 健全化指標について 財政の分析を行うための重要な指標
- (4) 健全化基準について

所感

財政の健全化はどこの市町村でも大事なことであり、健全化のための努力は必要不可欠であると考える。そのうえで未来を切り開く希望の子どもたちの教育環境・家庭環境、健康で生き生きと病院にお世話にならないための老後の環境作りなど、ここは手厚くするところ、ここは抑えるべきところとメリハリをつけた予算を組んで頂きたいと思う。もっと勉強を重ね財政についての理解を深めて予算・決算の議事において鋭い質問が出来るようにしたいと思う。

作成者 神田 徳良

公明党視察報告書

視察先	福岡市
日時	令和2年1月22日(水)
場所	福岡市博多区 リファレンス駅東ビル
テーマ	「財政の質問ポイント」 ~議員が知っておくべき財政の話~
対応者	監査事務局・公平委員会事務局長
(講師)	講師:程岡 俊和氏

概 要 市の財政についての基礎知識と質問のポイントを学ぶ

◆内 容◆

- ・大阪市寝屋川市で、企画財政部次長兼財政課長・財政部長を経験した元職員の講師による基本的な「財政用語」や「予算について」また「議員と執行部との関係性」等についての講義をうけた。
- ・はじめに話されたのが、「市職員」と「議員」との違いである、その第一が「職員」より「議員」の方があきらかに「市民目線」で「現場主義」である、「職員」より地域の細部を知り市民から要望や困りごとなど直接本人の声で聞くことができる、そして市民の貴重な税金を無駄にしてはいけないという意識の高さである。
- ・議員からの指摘により「職員」も再確認をする事が出来る。しかし、行政職員はその道のプロであり様々な要望や要求も「逃げ道」を知っているのでうまく交わされることがあるが、そのような事にも引くことなく強く訴え続けるべきである。
- ・そして予算化された内容の精査確認は、この予算が決算として出される1年以上先のため、絶えず予算審査時に「問題」と思うことの状況の掌握を忘れずに意識しておくことが必要。
- ・また行政職員とのコミュニケーションを日頃からとるように心がけ、小さな情報も聞き逃さないように努める事も大切である。
- ・その他に、「地方交付税制度」についての解説や、令和2年度地方財政対策の概要を、 総務省自治財政局の通常収支分データを元に解説がされた。

所 感

◆所 感◆

・予算についての研修は、過去にも様々な角度で受てきたが今回の研修は、午前中には「予算の基本」を中心に行い、午後は、次年度の100兆円を超える予算の一部についての説明を行ってくれた。特に地方財政計画や次年度予算については、あまり意識していなかった事を講演された。昨年12月に政府与党が次年度予算概要を発表がされ、「災害への対応の強化」が充実されている。例えば、昨年の台風19号による河川の氾濫等の大規模な浸水被害への「緊急浚渫推進事業費(仮称)」の創設がされる。これは河川の水位異常による災害では河床が土砂やヘドロ等で高くなり浚渫がきちん整備されていない事も要因であるため、その対策として地方自治体が河川やダムに貯まった土砂等を取り除き、氾濫しにくく作業を予算化し国が支援する事になった。

・また、「技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制強化」も行われる、これは 都道府県が様々な技術者の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援することで、大規模 災害時の中長期派遣要員を確保するとき、増員された職員の人件費に対して地方財措置 を行うことで市町村は実質費用負担がかからない。その技術者は土木技師・建築技師・農 業土木技師・林業技師である。

毎年、地震や水害が日本各地で起こり、災害時の復旧・復興に対する自治体の財源負担は大きい。次年度予算に復旧・復興する自治体への予算措置を少しでも行うなど本市も積極的に行動してほしい。

大野城市は約 150 億の基金残高があり、いつか起こる災害時の対応等で必要となるかもしれないが、この基金残高が適正かどうか私には分からない。

この基金を大野城市の他の予算等に活用しても良いのではと思うこともあるが、その事を今後も議会での「予算時」や「決算時」にしっかりと理解できるようこれからも学んでいきたい。

画像(略)

一作成者 河村 康之 一